

# 千葉県子どもの読書活動推進計画（第4次）の策定に向けて

生涯学習課

## 1 計画の概要

- (1) 計画の性格
  - ・子どもの読書活動を全県的に推進するための手引
  - ・「読書県『ちば』」を目指す設計図
- (2) 計画期間 2020年からおおむね5か年  
(平成32年)

## 2 これまでの経緯

### ○子どもの読書活動の推進に関する法律（H13年12月）

「国の計画を基本とするとともに、都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、計画を策定するよう努めなければならない。」

- 第1次計画 H15～H21
- 第2次計画 H22～H26
- 第3次計画 H27～H31

## 3 計画の方向性 【別紙参照】

- 国の第4次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（H30・4）」を基本とする。
- 県の「千葉県子どもの読書活動推進計画（第3次）」を総括し、課題の解消を目指す。

## 4 作成計画

庁内各課等の担当者からなる子どもの読書活動推進委員会が原案をつくり、その原案に対し、生涯学習審議会委員等からなる子どもの読書活動推進部会で意見を頂き、修正を図る。

### ○子どもの読書活動推進部会（第1回 5月を予定） 【生涯学習審議会内に設置】

生涯審委員の中から5人

+

外部から協力員として、4～5人

- ・学校図書館司書、読み聞かせボランティア、保・幼関係者、教育行政、学校関係者等から

### ○子どもの読書活動推進委員会（第1回 2～3月を予定） 【県庁内に設置】

学習指導課学力向上室、特別支援教育課、総務部学事課、健康福祉部児童家庭課母子保健班、環境生活部県民生活・文化課、県立図書館、生涯学習課（事務局）

## 5 スケジュール

- H31年2～3月 第1回子どもの読書活動推進委員会（全5回程度）
- 5月 第1回子どもの読書活動推進部会（全3回程度）
- 11月 原案策定、幹部説明
- 12月 教育委員勉強会
- 12月 生涯学習審議会
- 翌年 1月 パブリック・コメント
- 3月 教育委員会会議（計画決定）

# 千葉県子どもの読書活動推進計画(第四次)の策定に向けて

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月）一抄一

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならない。

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第一次）(H14)

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次）(H20)

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第三次）(H25)

## 情勢の変化と留意すべき事項

中学生までの読書習慣の形成が不十分

高校生になり読書の関心度合いの低下

スマートフォンの普及等による子供の読書環境への影響の可能性

子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）(H30)

### ポイント

- ①発達段階ごとの効果的な取組を推進
- ②読書への関心を高める取組を充実
- ③情報環境の変化の影響に関する分析

## 第二期千葉県教育振興基本計画(H27)

### II 元気プロジェクト

#### 11 読書県「ちば」の推進

千葉県子どもの読書活動推進計画（第一次）(H15)

千葉県子どもの読書活動推進計画（第二次）(H22)

千葉県子どもの読書活動推進計画（第三次）(H27)

千葉県子どもの読書活動推進計画（第四次）  
平成31年度3月策定

### 基本方針（第三次）

- ① 読書に親しむ機会の充実
- ② 読書環境の整備
- ③ 普及啓発活動の推進

※おおむね5年

### 目標数値（第三次）

- 読書好きな子供の割合(80%)
- 不読率(小6 3%、中3 12%)
- 市町村の「子どもの読書活動推進計画」策定率(市100%、町村70%)
- 公立図書館等と連携している学校の割合(100%)
- ブックスタート実施市町村の割合(100%)
- 公共図書館におけるボランティアの登録数(2500人)
- ボランティアと連携・協力している学校の割合(68%)

### 状況（H26年度→H30年度）

- 読書の好きな割合は、70台中盤で推移  
小6 73.4→74.6(H29)、中3 74.4→73.6(H29)
- 学校段階が進むにつれて読書をしなくなる傾向  
(不読率 小6 18.8→18.0 中3 29.0→29.1)
- 市の「子ども読書活動推進計画」策定率は増加(70.3→83.8)してきているものの町村は(23.5→29.4)微増
- 公立図書館等との連携(70.5→70.9)
- ブックスタート実施市町村が88.9→100となり、目標値を達成
- ボランティアの登録数(2116人→2944人)は、目標値達成  
ボランティアとの連携・協力(56→62.7)も伸びてきている

### 第4次計画骨子(案)

- 関係庁内各課相互の密接な連携及び市町村、学校、図書館、ボランティア団体等との連携のさらなる強化を図る。
- 実施主体を明示し、主体毎に取り組むべき内容を整理する。

県民等 ・市町村教委等への各種調査 ・読書関連事業での意見聴取  
・パブリック・コメント

### 子どもの読書活動推進部会 (生涯学習審議会内に設置)

- ・生涯学習審議委員5名
  - ・協力員4～5名
- 学識経験者(行政関係者を含む)、社会教育関係者(図書館関係者を含む)、家庭教育関係者、学校教育関係者

### 子どもの読書活動推進委員会 (担当者会議)

- (委員選出)
- 学習指導課、特別支援教育課、総務部学事課、健康福祉部児童家庭課、環境生活部県民生活・文化課、県立図書館、生涯学習課(事務局)

1 設置趣旨

「千葉県子供の読書活動推進計画（第三次）」の改定について、集中的に検討・協議する必要があることから、生涯学習審議会内に「千葉県子供の読書活動推進部会」を設ける。

2 設置根拠

- (1) 千葉県生涯学習審議会条例（平成3年7月22日 千葉県条例第32号）  
（部会）

第5条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- (2) 千葉県生涯学習審議会運営規則（平成3年7月22日 教育委員会規則第10号）  
（職員等の出席）

第3条 審議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関の職員その他の関係人に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

（部会長等）

第4条 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

3 部会長は、部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長の指名する当該部会に属する委員がその職務を代理する。

（部会の会議）

第5条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

2 部会は、当該部会に属する委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 部会の議事は、出席した当該部会に属する委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 第2条及び第3条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第2条中「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と、第3条中「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

3 構成員

生涯学習審議会委員5名・協力員4～5名

学識経験者（行政関係者を含む）・社会教育関係者（図書館関係者を含む）・家庭教育関係者・学校教育関係者

4 設置期間

設置した日から2020年3月末日までとする。

5 スケジュール（予定）

回数	日程	会場
第1回	5月 日（ ）	未定
第2回	月	未定
第3回	月	未定